# 忘れないで! 石綿(アスベスト)調査

石綿の事前調査は元請業者と自主施工者の義務です。

建築物及び工作物の解体や改修工事を行うときは、 石綿(アスベスト)を含む建材の使用の有無をあらか じめ調査しなければなりません。

- 調査は、工事の規模や建築時期に関係なく、全ての建築物や工作物で 必要です。
- 調査が義務付けられている者は、元請業者と自主施工者です。
- 事前調査の詳細は、説明ページをご覧ください。

# 島根県 石綿 事前調査





説明ページ

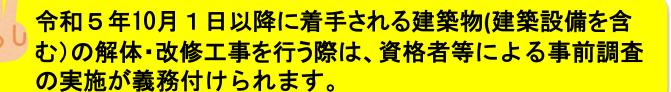
令和4年4月1日から、事前調査の結果を島根県(松江市 域は松江市)に報告しなければなりません。

- 令和4年4月1日以降に着手される工事について、<mark>工事開始前まで</mark>に、 調査結果を石綿の使用の有無を問わず、島根県または松江市に<mark>報告する</mark> 必要があります。
- 報告が義務付けられている者は、元請業者と自主施工者です。
- 報告制度の詳細は、説明ページをご覧ください。

島根県 石綿 報告制度



説明ページ



- 資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し、修了 する必要があります。
- 建築物の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者の皆さま は、計画的に資格者等の育成を進めてください。
- 令和5年10月1日以降着手の建築物の解体・改修工事について、事前調査 に必要となる資格者等は以下のとおりです。
  - 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
  - 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
  - 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者※)
  - ・令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、 事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者
  - ※一戸建て等調査者は、一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ調査可能

令和5年度に県内で予定されている講習の日程は次のとおりです。 ※各講習の詳細は、各問い合わせ先、または主催者のHPをご参照ください。

## 島根労働基準協会主催

松江会場(一般<sup>※1</sup>): 令和6年1月開催予定 **☎**0852-23-1730(島根労働基準協会)

### 建設業労働災害防止協会島根県支部主催

松江会場(一般<sup>\*1</sup>) :令和5年11月20日~21日 浜田会場(一般<sup>\*1</sup>) :令和5年12月4日~5日 出雲会場(一般<sup>\*1</sup>) :令和6年1月17日~18日 浜田会場(一般<sup>\*1</sup>) :令和6年2月27日~28日

出雲会場(一戸建て等※2) :令和6年2月15日~16日

☎ 0852-21-9004(建設業労働災害防止協会島根県支部)

### 島根県・日本環境衛生センター共催

出雲合同庁舎(一般※1):令和6年1月10日~11日

☎ 050-6865-7570 (日本環境衛生センター)

※1・・・一般調査者育成のための講習会

※2・・・一戸建て等調査者育成のための講習会

【この資料についてのお問い合わせ】

島根県 環境生活部 環境政策課 規制係 〒690-8501 松江市殿町1番地

☎ 0852-22-5277 メール: kankyo@pref.shimane.lg.jp 松江市 環境エネルギー部 環境対策課 生活環境係 〒690-0826 松江市学園南一丁目20番43号

置 0852-55-5274 メール: haikibutsu@city.matsue.lg.jp



島根労働基準協会HP



建設業労働災害防止協会 島根県支部HP



日本環境衛生センターHP

